

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーションあおぞら伊豆 指定訪問看護事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターが設置する農協共済中伊豆リハビリテーションセンター訪問看護ステーションあおぞら伊豆（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。
- 2 事業者は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によりサービス提供する場合は、看護業務の一環としてリハビリテーションを行い看護職員の代わりに指定訪問看護を提供するものとする。またサービス提供に当たっては看護師が定期的及び状態変化時に訪問してアセスメントを行うものとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行えるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター訪問看護ステーション
あおぞら伊豆
- (2) 所在地 静岡県伊豆の国市田京654-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者（看護職員を兼ねる。） 看護師 1人
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行えるように統括する。
- (2) 看護職員等
看護師、准看護師 常勤換算 2.5人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 適当数

看護職員等は、指定訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時25分から午後5時10分までとする。

なお、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 指定訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定訪問看護利用希望者は、担当する居宅介護支援専門員に相談後、介護保険における居宅サービス計画に訪問看護を位置づけする場合、居宅介護支援専門員が利用者またはその家族の同意を得て、かかりつけ医師の意見を求め、訪問看護指示書の交付を受けるものとする。

(2) 事業所は、かかりつけ医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、訪問看護計画を作成し指定訪問看護を実施する。

(3) 事業所は、かかりつけ医師及び担当居宅介護支援専門員に訪問看護計画及び訪問看護報告書を定期的に提出し密接な連携をはかりつつ指定訪問看護の提供にあたるものとする。

(4) 事業者は、利用者のかかりつけ医師の指示・居宅サービス計画に基づいて、在宅における療養上の世話又は必要な診療の補助等、次のサービスを提供するものとする。

(指定訪問看護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとし、指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づき、1割から3割の額とする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指導による医療処置

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域以外の場合 300円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、函南町、伊豆の国市、伊豆市（土肥地区を除く。）の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員等は、指定訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険

団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討できる委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1か月以内
- (2) 継続研修 年 1回以上

- 2 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、看護職員等との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。なお、軽微な変更、第4条に定める員数の変更及び第7条第2項に定める自動車を使用した場合の交通費の額の変更については、理事長がこれを行うことができるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年11月25日から施行する。

農協共済中伊豆リハビリテーションセンター 訪問看護ステーションあおぞら伊豆 指定介護予防訪問看護事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターが設置する農協共済中伊豆リハビリテーションセンター訪問看護ステーションあおぞら伊豆（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
- 2 事業者は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によりサービス提供する場合は、看護業務の一環としてリハビリテーションを行い看護職員の代わりに指定介護予防訪問看護を提供するものとする。またサービス提供に当たっては看護師が定期的及び状態変化時に訪問してアセスメントを行うものとする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行えるよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 農協共済中伊豆リハビリテーションセンター訪問看護ステーション
あおぞら伊豆
- (2) 所在地 静岡県伊豆の国市田京654-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者（看護職員を兼ねる。） 看護師 1人
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行えるように統括する。
- (2) 看護職員等
看護師、准看護師 常勤換算 2.5人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 適当数

看護職員等は、指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時25分から午後5時10分までとする。

なお、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防訪問看護の提供方法)

第6条 指定介護予防訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護利用希望者は、担当する居宅介護支援専門員に相談後、介護保険における介護予防サービス計画に介護予防訪問看護を位置づけする場合、居宅介護支援専門員が利用者またはその家族の同意を得て、かかりつけ医師の意見を求め、訪問看護指示書の交付を受けるものとする。
- (2) 事業所は、かかりつけ医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、介護予防訪問看護計画を作成し指定介護予防訪問看護を実施する。
- (3) 事業所は、かかりつけ医師及び担当居宅介護支援専門員に介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告書を定期的に提出し密接な連携をはかりつつ指定介護予防訪問看護の提供にあたるものとする。
- (4) 事業者は、利用者のかかりつけ医師の指示・介護予防サービス計画に基づいて、在宅における療養上の世話又は必要な診療の補助等、次のサービスを提供するものとする。

(指定介護予防訪問看護の内容及び利用料等)

第7条 指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づき、1割から3割の額とする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指導による医療処置

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域以外の場合 300円

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、函南町、伊豆の国市、伊豆市（土肥地区を除く。）の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、看護職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条 事業所は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 看護職員等は、指定介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条 事業所は、指定介護予防訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討できる委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の看護職員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い

必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1か月以内

(2) 継続研修 年 1回以上

2 看護職員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、看護職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、看護職員等との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人農協共済中伊豆リハビリテーションセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。なお、軽微な変更、第4条に定める員数の変更及び第7条第2項に定める自動車を使用した場合の交通費の額の変更については、理事長がこれを行うことができるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程の変更は、令和6年11月25日から施行する。